

寒川町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月16日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第4号

寒川町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町都市公園条例施行規則（平成9年寒川町規則第18号）の一部を次のように改正する。

第16条に次の1項を加える。

- 2 指定管理者は、必要があるときは、町長の承認を得て、第30号様式に準ずる様式を用いることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。